

北朝鮮の核実験及びミサイル発射に対する抗議に関する件

北朝鮮は、9月9日に核弾頭の爆発実験を行い成功したと発表した。

9月5日には、同国が発射した弾道ミサイルが、日本の排他的経済水域（EEZ）内に落下している。

これまで北朝鮮は、今年1月には水爆実験を行い成功したと発表しているほか、2月にも「人工衛星」の打ち上げと称する長距離弾道ミサイルの発射を行っている。これらに対し、同国への制裁を強化する国連安保理決議が3月に採択されたが、その後も弾道ミサイルの発射を繰り返している。

これらの行為は、国連安保理決議に明らかに違反するものであり、断じて容認できない。

北朝鮮の度重なるこうした行為は、国際社会に対する明らかな挑発であり、その強硬な姿勢は、国際社会全体に極めて深刻な危機をもたらすものである。

よって、仙台市議会は、これらの暴挙に対し、断固として抗議する。また、日本政府においては、北朝鮮に対し、核実験や弾道ミサイル技術を使用した発射その他のいかなる挑発行為の即時中止を求めるとともに、国際社会と手を携え、さらなる制裁措置の発動など、外交的解決に向け、毅然とした対応をとるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成28年9月13日

仙 台 市 議 会